

第 7 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年11月 2 日

閉 会 中

場所 第2委員会室

第 7 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年11月 2 日（金曜日）

午前10時 5 分開議
午前11時14分閉会

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊
議事課課長補佐 菊 住 幸 枝

本日の会議に付した事件

(1) 与党 P T による新たな救済策について

午前10時 5 分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから、第7回水俣病対策特別委員会を開催いたします。お忙しい中に急遽お集まりをいただき、お礼を申し上げます。

出席委員（14人）

委員長 西 岡 勝 成
副委員長 前 川 收
委員 倉 重 剛
委員 児 玉 文 雄
委員 松 村 昭
委員 小 杉 直
委員 岩 中 伸 司
委員 中 原 隆 博
委員 平 野 みどり
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄一郎
委員 藤 川 隆 夫
委員 鎌 田 聡
委員 吉 永 和 世

審議に入ります前に、10月18日に与党水俣病問題に関する P T の会議が開催をされ、さらに、25日に自民党水俣問題小委員会、26日に与党 P T の会議があり、いずれも私と前川副委員長が出席をしておりました。なお、25日には、別途公明党の水俣病問題小委員会も開催をされております。

これらの会議の詳細につきましては、後ほど執行部から説明を願いますが、概要について私の方から御報告させていただきます。

18日の与党 P T において、一時金については、救済の対象者を発症時期によって区別せず、一律に救済するなどの方針が示されました。

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

この方針に基づき、20日に園田座長が、芦北の会及び出水の会の両団体と意見交換をされました。

説明のため出席した者

環境生活部

部長 村 田 信 一
次 長 富 永 安 昭
次 長 駒 崎 照 雄
環境政策課長 坂 本 慎 一
環境保全課長 古 庄 眞 喜
水環境課長 林 田 源 正
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
水俣病審査課長 田 中 彰 治

これらの結果を踏まえ、20日の与党 P T では、一時金の額を含めた救済策についての基本的な考え方が了承されました。

今後、了承されました救済策に基づいて、関係団体及び原因企業であるチッソ株式会社との調整等が行われていくこととなります。

本県といたしましては、今後、与党 P T や国と連携をして、現在裁判を行っている団体も含め、できるだけ多くの方々に新しい救済策を御理解していただくという、大変困難な役割を担うこととなります。

出席されておりました潮谷知事からも、地元で努力をする覚悟について発言がなされましたが、私からも、与党PTへのお礼とともに、議会といたしましても頑張っていく旨を述べたところでございます。

以上、御報告でございます。

それでは、与党PTによる新たな救済策について、議題に入りたいと思います。執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づき、谷崎水俣病保健課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課の谷崎でございます。

委員長の方から今お話がありましたように、今回の与党PTによる新たな救済策を中心に御報告をさせていただきます。

少々長くなりますので、着座のままで御説明させていただくことをお許し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、資料をお願いいたします。

1 ページ目でございますが、前回の当委員会、9月25日に開催されておりますので、それ以降の主な経緯につきまして御報告をさせていただきます。先ほども委員長の方からお話をいただきましたことと重複することもあります。その点おわびいたします。

まず、1番の主な経緯についてでございますが、10月18日、与党PTが開催されまして、一時金については、一部の団体から、ランク分けするもので反対であるとの声が出ておりました特枠を設けることについて、それは設けずに一律とするということで、一時金と手当てを支給するという整理がなされたところでございます。

それから、10月20日に、与党PTの座長であります園田先生の方から、芦北の会とそれから出水の会との話し合いを持っておられます。

10月25日、その話し合いの結果を受けまして、自民党及び公明党の各小委員会が開催されておりまして、翌26日に、自民党、それから公明党の与党プロジェクトによります会議が開催をされまして、新たな水俣病被害者の救済についての基本的な考え方が示されまして、その場で了承されたところでございます。

2番のところでございますが、その概要につきまして申し上げさせていただきます。

まず、①で書いております基本的な考え方でございますが、平成7年の政治解決の救済策の対象者に準ずる者を救済するとの基本的な考え方を堅持するというところでございます。

次に、②の救済の対象者でございますが、まず、現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者を対象に一律に救済するというものでございます。

2点目、一定の期日までになされた公健法の認定申請をしている者及び保健手帳の交付を受けている者のうち、救済を求める者の申し出に応じまして、それらの方々の公的診断、これは平成7年当時で言いますと、国、県が指定した医療機関あるいは医師によります診断でございますが、この公的診断を行いまし、四肢末梢優位の感覚障害を有するというふうに判断された方々を対象とするということでございます。

それから、③の給付の内容でございますけれども、一時金を給付し、金額は150万円とする、2点目、医療費等の自己負担分を給付する、3点目、療養等に関する手当てを給付し、月額1万円とするというものでございます。

次のページをお願いいたします。

考え方の④として、新たな救済策の実施に伴う手帳制度の見直しということでございまして、新たな救済策の実施に伴いまして、新保健手帳の新たな受け付けを終了し、申請者医療事業、これは認定申請をされておられる

方々に対して、申請の一定期間後に医療費の給付を行っておりますが、その事業につきましても、現在それらの医療給付を受けておられる方々にも配慮しつつ、制度全体の適正な運用を行う観点から、必要な見直しを行うというものでございます。

⑤として、新たな救済策の今後の取り扱いということで、司法において係争中の者を含め、救済を求めておられる方々の理解を最大限得るように努めると。

そして、費用の負担についてでございますが、原因企業でありますチッソ株式会社、新潟の場合は昭和電工ということになります。この合意を求めていくとともに、国、県それぞれの対応の具体化を求めていくこととするとされております。

内容は以上でございますけれども、詳細は別紙でお手元に配付をいたしておりますので、ごらんをいただければと思います。これは、先般、与党プロジェクトチームの会議が行われた直後に先生方の方にもファックスでお送りさせていただいた内容と同じでございます。

次に、団体の状況についてでございますが、ここには5つの団体について記載させていただいております。

まず、芦北の会でございますけれども、与党プロジェクトチームからの提示案に対して、10月21日に役員会を開催されまして、受け入れすることを決定されております。今後、制度の具体案等が示されてから総会を開催し、正式に受諾の意向を表明されるという模様でございます。

次に、出水の会でございますが、与党プロジェクトチームからの提示案に対しまして、10月27日に役員会を開催されまして、一時金と手当てについては受け入れるということで、それが決められました。ただ、団体加算金と救済対象者の診断方法であるとかあるいは判定方法につきまして、与党プロジェクト

チームと交渉を継続するというところで会長に一任を取りつけられまして、そのようなことが決定された模様でございます。

それから、獅子島の会でございますが、これは出水の会から独立された会でございますけれども、与党プロジェクトチームからの提示案の報道を受けまして、10月22日に役員会を開催されまして、受け入れすることを決定されております。ただし、会員全員の救済と、それから離島手当の支給等を要望されている模様でございます。

次に、不知火患者会でございますが、これは与党プロジェクトチームからの説明がなされるということで、まずそちらの説明をするということで、プロジェクトの中でそういうお話が出ておりましたけれども、現時点におきまして与党プロジェクトチームからの説明がなされたかどうかは確認できておりませんが、団体としましては、裁判継続の意向を表明されているところでございます。

次に、水俣病被害者互助会でございます。これも不知火患者会と同様でございますが、裁判継続の意向を表明されているところでございます。

以上、御報告を終わりますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、何かございませんか。

○鎌田聡委員 前回の特別委員会のときも申し上げたんですけれども、私は、95年決着以降、それから一時金なり療養手当、これがやっぱり減額されるということには若干——国、県の責任が最高裁判決で認められた後になぜ減額なのかということは申し上げましたけれども、今回こういった形で具体的な金額も出てまいりました。一時金もそうですけれ

ども、療養手当1万円ということで、この額の根拠についてどのような考え方が示されたのか、教えていただきたいと思います。

○谷崎水俣病保健課長 委員の方からの御質問でございますけれども、150万円及び1万円の根拠についてでございますが、これは、与党プロジェクトチームの会議におきましては、その根拠は示されておられません。

私どもとしても、平成7年並みの救済策ということで当初申し上げましたが、これは、被害者の方々、あるいはそれぞれの声をその当時お聞きしまして、できるだけ多くの被害者の方々が納得される救済をしてほしいという願いからそういうことを申し上げたわけですが、提案したときも今もその時点との気持ちは変わっていませんで、多くの被害者の方々が御理解いただける、御納得いただける内容であるということで、そのような気持ちしております。

そういう中で、今回、先ほど申し上げましたように、芦北の会、出水の会、獅子島の会が、一応この案で納得をされているというところでございます。

○鎌田聡委員 被害者団体が納得をされているということでございますが、まだ納得されていない団体もあるわけでありまして、そういう意味では、これが、こちらの方に書いてありますけれども、いかなる意味でも政治が取り組む最後の救済策ということにした場合、非常にやっぱりまた同じような、裁判の結果次第ではこれまでとってきた対応をまた繰り返してしまうんじゃないかというような心配をしています。ですから、やっぱり最低でも、平成7年の政治決着というのは最低のラインじゃなかったかなというふうに思っていますけれども、こういうことで今後いろいろとお話をされていくんでありましようけれども、非常に難しいんじゃないかなというよ

うな思いを持っております。

それと、今回のやつで——これを申請したら認定申請は取り下げんといけないんですね。

○谷崎水俣病保健課長 認定申請を取り下げるということについては、まだスキーム的には明確に決定しているわけではございません。そういったものも含めて、与党プロジェクトチームの中で、今後、手続、制度面につきましては決定していかれるものだと思っております。

○鎌田聡委員 まだちょっとわからないということですが、認定申請を取り下げるとなりますと、やっぱり審査会の体制だとか、非常にこれも5,000人ぐらいが、今、認定審査待ちという状況の中で、本来の、まあ本来と言うとあれですけども、今の認定基準でも認定される方がこちらに流れ込んでしまっていて、認定申請を取り下げるといような状況にはならないように、そこはやっぱりきちんとそことの兼ね合いというのは、考えていかなければならないと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 今回は政治による救済策ということで進められておりますけれども、もともと裁判を考慮しておられる団体もおられますし、一方、認定申請を続けて審査会による審査をお願いしたいというお考えの方もおられまして、これはそれぞれのお考えでございますので、私どもとしては、それぞれのお気持ちは尊重したいと思っております。

ただ、今回、政治の方でそういう動きが生まれて、また、実現に近づこうとしておりますが、この案について御理解、御納得いただける方がおられれば、我々としても、ぜひそういった方たちに対する情報提供をし、また、そういうものに御決定がいただけるような運

びに持っていければという思いもありまして、救済を求めておられる方々の救済の一つとして、こういうことが実現しつつあるということを、できるだけ我々としてはお伝えしていきたいという気持ちでおります。

○鎌田聡委員 救済策の一つとしてというところがもう最後の方まであると思うんですけど、これがもう最後の決着であって、期限を切っちゃって、それでも認定申請も取り下げるということになれば、それはもう選択肢は狭まってくるんですよ。

ですから、当初からいろいろ議論していきんですけど、部長も、いろいろやっぱり選択肢がある中で救済ということだと言われていたと思うんですけど、こういった期限を切るやり方をすれば、やっぱりもう、ほかがふさがってしまってここしかないというようなことになってしまうと思うんですよ。

それと、やっぱり新保健手帳も新たな受け付けを完了するということなんですけれども、じゃあ四肢末梢の障害がない方は、今、新保健手帳で医療費が出ているんですよ。そこが、もうすべてランクといいますか、四肢末梢がなければもう医療費が出せないというようなことになってしまうと、そこも少し、まあ軽い症状の方も救われなくなってしまうんじゃないでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 現在、認定申請をされている方々については、治研手帳で医療費が給付されています。それと、新しい保健手帳を申請された方々に対しては、交付が決定され次第、医療費が保健手帳で給付されております。

今回のこの救済策の内容によりますと、一定の期日までに認定申請をされている方々、それから保健手帳の交付を受けている方々を対象とするということですので、ある一定のところまで、その申請及びその交付を

含めて、その対象者を限定するということになるかと思いますが、それまでの間、できるだけ私も県としましても、情報提供をしまして申請をしていただくということで努めなければいけないかと思っておりますし、それと2ページ目のところでございますが、現にそういう給付を受けている者に配慮しつつということが、救済策の中に織り込まれておりますので、そういう意味では、現在そういう手帳で医療費の給付を受けていらっしゃる方々に対して、最大限の配慮をするということが読み取れるのではないかなと、そういうふうに考えております。

○鎌田聡委員 まだ少しそういった含みが残っているかもしれませんが、私がとらえた今回の救済策というのは、もう本当に新救済策がすべてなんだというふうに、この辺は認定申請ももうなしと、新保健手帳の部分もなしと、上下が削られたような感じにとらえられるんですよ。そういった考えでしょう。

○村田環境生活部長 仕組みとしては、公健法の認定申請は、これは消し去ることはできないわけですので、申請を選択される方は、公健法の手続の中で進んでいく道はあると思います。あるいは、裁判の方も、これは裁判されることはそれぞれの個人個人の権利でございますので、一部、既におっしゃっていますように、救済策に乗らないで裁判を継続するという方々についても、そういう意味では、今後どうなるかというのは、今最大の関心事になっているところであります。

今回の救済策の中で、今、鎌田委員の方から御質問があつておりますが、若干、我々執行部としてもお答えづらいところが、少しまだ詰まっていない部分があるということで、今、課長も、ちょっとそこはファジーにしながらお答えをした部分があるんですが、そう

いった疑問点について、今後ある程度明らかになる、あるいはPTの中で議論があつていくものだと思っております。

今、一部新聞報道等でいろんな状況で出ておりますが、あれは、ああいうことで決まった状態で議論はあつておりませんので、PTの中で、今後どういうふうに推移していくのか、あるいはどういう議論がなされるのか、それが非常に我々としては今注視していかなければならないことかなというふうに思っております。

だから、いろんな意味での選択という意味では、現実的にはいろんな選択肢が逆に混在している状況になっているということだろうと思っております。

○鎌田聡委員 選択肢が今は混在していますが、これの政治決着をこっちの今回の事業でいけば、多分認定申請は取り下げるといふ話に今までの経過からなるといふんですよ。ですから、やっぱりそこはそこできちんとできるような対応を求めていっていただきたいし、それとあわせて、認定申請をしても、今までのようにあんまりさばけとらぬというような状況の中じゃ、もう早うそれなら政治決着の方に行こうというような考え方の人もいらっしやると思ふんですよね。だから、その体制づくりというのもあわせてやっていただくように要望しておきます。

以上です。

○西岡勝成委員長 要望でいいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほかに。

○平野みどり委員 鎌田委員の質問に継続するような形なんですけれども、全く鎌田委員の指摘どおりだというふうに思いますが、財

政的な部分についてちょっとお伺いいたします。

新保健手帳のときは、国と県の負担割合が8対2ということですが、今後、国と県の負担割合、新救済策に向けてはどんなふうになるのか。

それと、今回の公的診断によるという形で、民間の診断ではなく公的診断でということになりますと、そこら辺の医師の確保、そこら辺を具体的に国とどのように詰めていかれる見通しなのか、お伺いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 今、2点御質問がございましたので、負担割合についてまずお話しいたします。

従来ですと、負担割合については、こういう財源問題というのは、国と県が1対1、5対5という話になっております。私どもの方からは、与党プロジェクトの方に対して、委員長の方からも、あるいは先般出席しました知事の方からも、財源問題については非常に厳しいということは申し上げてきています。それについては、園田座長の方からも、私ども当県の財政状況を御理解いただいています。財政負担については、できるだけ地方公共団体の負担にならないような軽減措置というのを配慮するというのもお話をいただいています。これは結論はまだ出ておりませんが、前回、新保健手帳再開に合わせて、8対2という割合が出されたところでございますけれども、我々としては、そういうところを希望しながら、園田座長の方にもそういう働きかけをさせていただいているところではございます。

それから、公的診断の件でございます。委員の方の御心配のとおりでございます。医師の確保というのが、一番今我々としても懸念しております。といいますのが、先ほど鎌田委員の方からもありましたけれども、体制の整備ということで、実際、その検診に当

たる医師の確保というのに、今苦慮をいたしております。そういう意味で、改めてこの公的診断がなされるときの医師の確保というのが本当に焦眉の急の状況でございまして、これについては、与党PTの中では、環境省に対応させるというお話があっておりました。

ただ、現地の問題として、我々としても、それについてそれなりの連携をとっていかないといけない部分がありますので、医師の確保について、今、本当に悩ましい問題等抱えております。

以上でございます。

○平野みどり委員 負担割合の件ですが、8対2以上に熊本県の部分が軽減される形ではあり得ないということと認識した方がいいんでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 具体的にはそれ以上の話は何もいたしておりませんが、私どもとしては、これまでのところ、今申し上げましたように、8対2という話をさせていただいたところでございます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○前川收副委員長 さっき鎌田先生の方から、一時金の額についての議論が少しありましたから、私の方からもお話しさせていただいてお思いますけれども、基本的に、委員長と私は与党PTの空気を知っている人間であります。委員会の中においては、今回の政治的なさらなる解決、救済策について、95年の経緯を踏まえて考えていけば、否定的な話というのは、率直に委員会の中にもあったということは事実であります。

そういった中で、関係者、とりわけ園田座長に本当に努力をいただきながら、今回のこういう策を決定——与党PTとしては、まだ骨組みだけですけれども、決定をいただいた

経緯があったわけでありまして、そういった中で、一時金の問題という部分について、150万円の根拠は何ですかという御質問があったようではありますが、そのことを議論する前に、じゃあ95年当時の260万円の根拠は何だったんだということを、やっぱり我々はわかってかなきゃいかぬのだらうと思います。

当時の260万円との対比の中だけで、今回の解決策の一時金の額というのが論じられるのは、非常に私はおかしな話、危険性があるというふうに思っていますので、部長か水俣病保健課長でも結構ですけれども、260万円のときの根拠になっただらうと想像できるもの、厳格に、明確に明文化されてはいなかったと思いますが、そういった部分について、もう一回教えていただければと思います。

○谷崎水俣病保健課長 これは確かに、今、副委員長がおっしゃいましたように、明文化したものはないと思いますが、当時——裁判がいろいろ行われておりましたけれども、その裁判の平均的な判決額、確定額に対して、今回も一時金、それから、手当て、医療費といったスキームがありますが、御存命の期間の医療費、それから手当て、これを計算いたしました分を判決額から控除して、前回の260万円という数字が出たやに聞いております。

○前川收副委員長 という背景があったということから考えれば、現在の位置というんですか、当時あった、もう何十年と続いてきた裁判とか、そういった闘争がずっと続いてきたということの背景の260万円と、今回最高裁判決が出た後にこういった話が出た出てきたという部分との、やっぱり背景の違いというのは、私は基本的にはあるものだというふうに認識をしとくべきだというふうに思っています。

以上です。

○西岡勝成委員長 意見でよございますか。

○前川収副委員長 はい、意見でいいです。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 委員長、副委員長は、今、前川副委員長がおっしゃったように、与党PTの内容も、内容というか雰囲気も非常につかんでいらっしゃると思うんですが、ここに示された案、これは全く最終案で、今執行部からの説明もいただいたのですが、この一時金の金額150万円を頂点としていろんな項目までわたっていますけれども、これは最終的にこれでいくという、まあコンクリート化された内容になるという認識をしいいんですか。

○西岡勝成委員長 これは、与党PTで、要するに、金額も150万円の一時金と療養手当1万円という額も示されておりますので、この額が基本的な線だと我々は認識いたしております。

○岩中伸司委員 それでいけば、中身的には、やっぱり、今後は医療手帳の問題は、制度をこれはもう少し柔軟にというようなことで説明されていて、必要な見直しを行うということになっていますけれども、そんなところぐらいで、あとは大きくはこの枠は変わらないということに進められていくというふうに思いますけれども、これは先ほど団体の状況で説明をいただいたのですが、不知火患者会、さらには水俣病被害者互助会、ここに対しての説明はまだなされていないという現状ですけれども、この辺の経過は詳しくどなたか御存じないですか。

○谷崎水俣病保健課長 まず、不知火患者会

につきましては、確かに裁判をやっておられますので、これについては園田座長の方から、与党プロジェクトの会議の折に、私の方から直接当たっていると、また、今後も当たりたいということでお話がありました。

その状況を我々としても、先ほど部長が発言いたしましたように、推移を見守っていつて、その後私どもの方から、それぞれの団体に対する働きかけができる時期に、また我々としてもそういった働きかけをさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、今のところ、与党プロジェクトの座長である園田座長と、それから環境省の方で当たっていくということを伺っております。

○岩中伸司委員 そうすると、まだその状況を見ながら説明会をしていくというか、説明をして、この案でどうなのかという判断をさせていただくような動きになるということですので、これはちょっと時期的には早急な形になるんですか。

○谷崎水俣病保健課長 座長の方からは、できるだけ速やかに対応したいという御意向というふうに私どもとしては受け取っております。

○岩中伸司委員 それはやっぱり速やかに進めていただいて、この内容について、恐らくもう報道でそれぞれの会に所属されている方は御存じだとは思いますが、その独自の、まあ不知火患者会は患者会で意見集約等々もされて、裁判の問題と並行しながら判断がされていくものというふうに思いますけれども、大変困難な問題、この一時金の金額、その他の問題についても、与党PTで出されはしたものの、全体的なものは見えてないんですよね。総額が幾らぐらいになるのか、そして、それをどう解決していくのかということについては全く白紙状態ですか。

○谷崎水俣病保健課長 まず、総額の件につきまして申し上げますと、確かに救済を求めておられる方々、今、認定申請をされている方と保健手帳を交付されている方々はわかっておりますけれども、それ以外の方々に、新たにそういう認定申請をされてこられる方あるいは保健手帳の交付申請をされておられる方々、今後どのくらい出てこられるかはちょっとわかりませんので、そこはちょっと推計ではなかなかできないところがございますので、恐らく総額的なものもまだ出てこないところがあると思います。

それと、そういった制度設計というんですか、要するに、手続面も含めまして制度をどういうふうにしていくかということについては、今、委員の方から御指摘があったように、まだ与党PTの中で何も決まっておらず、今、新聞報道等でいろいろ動きは出ておりますけれども、これはまだ決定の段階ではなくて、今、途中経過としていろんな意見聴取がなされているという状況だと思っております。

○岩中伸司委員 やっぱりこの問題の根本的なところは、最高裁判決で国、県の責任が明らかになったというようなことも含めてあるわけですので、財政の問題は、確かに国も県も大変な状況だとは思いますが、そのことは強調されていかなければならないけれども、やっぱり最高裁判決を受けた県、国の対応というのが問われてくると思うんですね。そこでそれぞれの該当者の方々は判断をされるというように思いますので、そんなところでやっぱり丁寧に、患者が納得いくような一だから、今の状況を見ても、私は、最終的に最後の救済策ということで与党PTは出されていますが、やっぱり95年と同じような形、全く同じじゃないけれども、そういうことを引きずっていかざるを得ない結果になるのか

などということを心配するんですね。

ですから、やっぱりきちんとそこら辺は、それぞれの患者の会の人たちに説明や納得いくような対応策、柔軟な対応策を考えてほしいし、その努力を、県としてもやっぱり国にきちっと伝えていただきたいというふうに要望しておきます。

○中原隆博委員 3年前に関西訴訟判決がなされて、原因企業チッソさんが4分の3、国、県がそれぞれ4分の1という中で、この金額の150万円を一時金としてということに対して、非常に現時点で私が感じておりますことは、チッソも非常にかたくなな態度じゃないかと思うんですね。その打開策なくしては、この解決の糸口というのがなかなか見出せない状況にあるんじゃないかというふうに思うんです。

だから、これはこれとして、チッソに対しての対応とか、その辺の間口をどのような形で、今、とらえようとなさっているのか、その辺をちょっと詳しく教えていただければと思いますけれども。

○谷崎水俣病保健課長 今、中原委員からの御質問がありまして、どのような答えをすればいいかというのは、非常に私どもも戸惑いがありますけれども、確かに原因企業であるチッソ社の理解、協力なしにはこの問題の解決は一步も進みませんので、そういう意味で園田座長の方からも、チッソ社に対する働きかけは、みずから主になってやっていくということはおっしゃっております。

ただ、そういう状況が、今どのような状況になっているかというのは、座長の方から詳細な話は受けておりませんが、今の状況でいきますと、チッソ社の方から御理解をいただけるような内容の御返事をいただいているということではないようでございます。済みません、その程度の情報しかちょっと我

々としてもつかんでおりません。

○中原隆博委員 あわせて、部長。

○村田環境生活部長 お手元にプロジェクトチームで配付された資料の1枚紙があるかと思えますけれども、この裏側の一番最後のところに、7、今後の取り扱いというくだりがございまして、この(2)に、費用負担について、原因企業の合意を求めていくとともにということがあります。これは一つの大きな今後の課題であります。

その(1)の方も大きな課題であります、チッソの方に対して、ここまで与党PTとして踏み込まれた、あるいは大枠が示された状態だろうと思えますが、この状態をチッソに対して理解を、合意を求めるような形で、今、園田座長を初め努力をされているという認識でございまして、今後の中で、これも私ども、去年からの動きの中で、このチッソの方の動きがどうなるかというのは、大きなポイントとして見きわめていかなければならないというふうには思っております。

○大西一史委員 今、いろいろとお話があって、私も議論を聞いていまして、なかなか本当にこれは、与党PTの方でも相当苦勞をされておるということは、私も相当いろんな場面で、まあ園田座長、直接いろいろ苦勞している話も正直言って聞いておりますけれども、ただ、そういう中であって、やっぱり先ほどいろんな基本的な考え方が出た後のいろんな報道が、実はもうあっている話も先ほど少し、保健手帳あたりの話も出ていましたけれども、きょうの新聞でも、こうやって政府が分断を図るといような、あくまでもこうやって分断を図っているようなイメージが非常に、まあ悪いイメージというのが出ています。これは団体の方に動揺が広がっているということになるのではないかなというふうに

思うんですが、こういう環境省の姿勢であるとか国の姿勢であるとかということに対して、そこに対してコメントをどうこうということではありませんけれども、全体的なこれまでの動きの中で、はっきり言えば、この基本的な考え方が出てくるまで、我々も何とも動きようがなかったというところが、正直言って熊本県議会の方でも、県の方もなかったというのが正直なところだろうというふうに思いますが、まだ今のお話、ずっと議論をいろいろ聞いていると、知事が与党PTの中で、地元で努力をする覚悟を持っていますというような話をされたというような報告がありましたけれども、何を県としてやっていけばいいのかというところに関しては、非常にまだ難しいところがあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

実際に、チッソへの対応も、与党PTあるいは座長の動き次第、そしてまた、不知火患者会あるいは水俣病被害者互助会であるとか、そういう裁判によっているところに対しても、ある意味では座長なり何なりが接触をしなければならぬ、この辺のやっぱり役割といいますか、国、県のそれぞれの役割といいますか、こういう報道がなされて動揺が広がっていったら、本当は一人でも多くの方にやっぱり理解をしていただくような姿勢というのが見えなければいけないのに、今報道を見ている限りでは、どんどんどんどん何か不信感の方が高まっていっているような状況に私は何か行っているような気がして、非常に心配をするわけです。

この問題を根本的に解決しようという中で、やっぱりそういった全体的な動きというのが、一時金の話も、この150万円が出てくるまでの間に、50万円と言ったり、100万円と言ったり、いろんな報道がありました。その中で、やっぱり団体の人たちも、いろんな揺れ動きがあったんだろうというふうに思いますが、今後こういう形で、できるだけベス

トな方法をとりたいということでのいろんな揺れ動きなんだろうなというふうには思いますが、この辺の動きとともに、県の役割をどのようにやっていけばいいのかと、非常に雑駁な質問でありますけれども、現段階で県の方で、これに対してどうやって取り組んでいくんだという、その覚悟と申しますか、知事がそうやっておっしゃっているのであれば、どういうふうに思っておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○村田環境生活部長 先ほど見ていただきましたこの資料の7番目の今後の取り運びの(1)(2)で、そのところが集約されるわけですが、(2)のチツソにつきましては、その財政支援システムも含めまして、いわゆる私どもからお話をするにも、ある意味でしょうがないと申しますか、そこは平成7年のときも大きな財政支援システムが組まれた上で一時金の支払いが実行されたわけですので、そこらあたりは、今、国あるいは与党P Tの動きにお任せをするしかないかなというふうに思っております。

問題は(1)でございます。(1)を見ていただきますと、全面的解決に向かうため、係争中の者を含め、理解を最大限得るように努めるというくだりがございます。

それで、今大きくグルーピングしますと、政治決着の方に期待を寄せていらっしゃるグループが1つあります。それから、裁判をされていらっしゃる方がいらっしゃる。まだ手を挙げていらっしゃらない方がもう1つあるのかなと思うんですが、その際、今、その大きな方向に、政治決着に向いていらっしゃる方が出水の会、芦北の会、獅子島の会という形で動いてきて、その中でも特に出水の会が、幾つかのまだ条件をお出しになってお話をされていると。

今後、こういう形についてどういうふう

いくのかというのは、我々も、その団体に常に接触しながら、状況の確認、それから着実な与党P Tなり国の論議の状況説明をやるのがまず非常に重要なことということで、常日ごろできるだけの接触を図ることにいたしております。

それからもう一つは、残りの2つのグルーピングになりますけれども、裁判をされていらっしゃる方、あるいはまだ保健手帳も申請されていらっしゃらない方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、こういう方々には、的確な今の情報の伝達、今、大西委員が言われたとおりのことをお伝えするのが、まずは県の最大の役割だと思っております。

ただ、今裁判をやっていらっしゃる方々は、逆に司法救済を求めてということで、相当その動きを加速されておられますので、その裁判に向けた動きについて、我々が、言葉で言うところとちょっと荒っぽいですが、切り崩しというようになるようなことは私たちはできないわけですので、いわゆる広く今の状況を御説明しながら、裁判をやっていらっしゃる方々にも、今の救済策がこうなんだと、今後状況的にこうなるということは御理解いただいた上で、それぞれの裁判をやられていらっしゃる方が、今後どうされるのか、あるいは手を挙げていない方が、先ほどお話もあつたように、認定申請に向かわれるのか、裁判に向かわれるのか、あるいは救済策に向かわれるのか、そういったいろんな道筋の中で御判断ができるようなことをやっていかなければならないと思っております。

その中で、私どもが、この(1)の中で求められているのは、実は、正副委員長はもう肌身で感じていらっしゃいますけれども、最終的、全面的救済が条件であるという相当強い御意見がございます。全面的というのは、極論しますと、裁判をやっていらっしゃる方がゼロになることだということの議論に行くわけですが、そのゼロという形について

は、それは今の現代社会の中において、そういうことが果たしてあり得るかなということには私も思いますけれども、ただ、このPTの方向が全面的という方向性を持って動いていることは確かでございますので、今度の救済策の方向に向かって、多くの方々の最大限の理解を得るような努力をやるというのが、地元県の役割かなというふうに思っております。今後、いかなる手段あるいは相談窓口とか、いろんな手段があらうかと思っておりますけれども、そういう場でいろんな御説明をするなり、状況を御判断いただくような材料を提供するなりしていかなければならないと思っております。

ただ、先ほど岩中委員からも御質問がありましたけれども、今のところ大枠が決められたということであって、詳細部分についてはまだ今後のPTの議論に待つところもございますので、それが今の状態では、ある意味では中途半端な状況が不安を招かないような形でどうやって動くかなというのが、今私一番心配をしておることございまして、例えばきょうの報道でも、ある一つの環境省の行動がさも決まったような形で世に伝わっていくのがどういう不安を起すのか、まさに分断だというふうな動きでとらえられることは非常にまずいと思っておりますし、私もは、できるだけそこらあたりの不安解消をするのも私たちの役目だと思っておりますので、そういう意味で、今後一生懸命そういうものを、今、大西委員御指摘のような気持ちでやっていきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 今、部長も、いろいろなかなか苦しい状況の中で御答弁をいただいたというふうに思いますが、非常にそういう報道、いろんな——まだ決まっていないことに関して、いろんな憶測も含めて、当然取材も含めたところでのいろんな動きというの、当然いろいろとばらばらと出てきているんだらう

というふうに思いますが、とにかく私たちも含めて、国もそうでしょうけれども、やっぱり一人でも多くの患者なり被害者の人たちを救うんだということでの目的は1つなんだというふうに思います。

その中で、先ほど委員長、副委員長からお話があったように、しかし、とは言いながら、国の方、特にPTの中でもそうでしょうけれども、やはり空気感といいますか、随分認識として違ふと。やっぱり水俣病はもう終わった話じゃないかというぐらいの話で、まだ解決してないのかというような空気が一方ではまだまだ残っていると。だから、このギャップが、どうしてもこういういろんな報道と、それから、ある意味では、何というのかな、現場でのいろんな動揺にやっぱり私はつながっていつていると。

そういう意味では、その辺を解消するために、県として、先ほど部長がおっしゃったように、やっぱり情報を適宜きちんとしたオフィシャルな形でアナウンスメントをしていくと。まだこれは決まっていな話なんだけれども、こういう形で今議論がなされているとか、きちっと整理をして、やはり団体それぞれの皆さんに伝えていく必要が私はあるかと思っております。

そうでなければ、なかなか選択肢がいろいろあるという中で、やっぱりあらぬ誤解を与えて、私たちができるだけ解決をしようということ頑張っているということが伝わらないというのは、これは非常にまずいと思っておりますし、逆に言えば、改めなければならぬ点があるとすれば、それは逆に県が前線に立っているいろいろ聞くことによって、与党PTなり国に対して、それなりの提言なり何なりということ、やっぱりすべき役割があるのではないかなというふうに思っておりますので、その点も考えていただきながら、今後、県としては、動きは非常に難しいのはよく承知をしておりますけれども、頑張っていたきたいという

ふうになっております。

以上です。

○西岡勝成委員長 私からも少しつけ加えさせていただきますと思いますけれども、要するに、一時金150万円、療養手当1万円という基本的な額が示されておりますけれども、詳細についてはまだ、要するに救済を求めておられる団体等々と折衝をしながら、希望を聞きながらされているのが現状であろうと思います。

この中で、我々がやたら憶測をして、その範疇で話をしてしまいますと、またいろいろな問題が出ますので、一応与党PTの方も、各団体と折衝しながら、意見を聞きながら、要望を聞きながらやっておられる現状をまず認識をしていただいております。

○氷室雄一郎委員 いろんな細かい論議が行われましたけれども、基本的な考え方の大枠は示されておまして、この基本的な大枠に対しては評価をするといえますか、そういう団体もありますし、また、団体による温度差というのが、一番懸念される部分でありますので、こういうある程度の御理解をいただいた団体をもとに、今後理解を得られていない団体との交渉をされるということについて、まあ分断という言葉が出ましたけれども、新たな混乱または不公平感が出ないように、やっぱり県の立場は立場として慎重に、御理解いただいている団体に対する粘り強い御説明が必要ではないかと、先ほど御意見があったとおりでございますけれども、今後のある程度わかっているスケジュールといえますか、取り組み方についての流れみたいなものがありましたならば、お示し願いたいと。今後、どのような形で論議を進めていかれるのかとか、国の方の考え方もありますでしょう。それに基づいて県としては対応されていくんじゃないかと思っておりますけれども、わかる範囲

内でお示しをお願いします。

○谷崎水俣病保健課長 これは特に決まったわけではございません。与党PTの中でも、どういうスケジュールでいくということまでは定まっておりますが、先ほどから話があるように、今後の取り扱いの中に書いております、救済を求める方々の理解を最大限得るように努めるということで、先ほど部長の方からもありましたように、現に、今救済を求めておられる方々に対する御理解、これも本当にそれぞれの会員の方々、それから団体に入っている方々もおられますので、そういう方々に対する現在のこの基本的な考え方の周知、それから、今後救済を求めてこられる方々、つまり認定申請をするあるいは保健手帳を申請するという方々に対する、我々としてもそういう周知をしていかなきゃいけないということもありますので、そういったところに最大限の力を注いでいきたいということで考えております。

それとあわせて、今も新聞等で出ていますけれども、実際これが実現する運びになってきたときに、じゃあどういう手続で、どういうスキームであるかということもまだ本当に決まっておりますので、そういったスキームについても、私どもの方からも考え方を環境省に述べながら、あるいは先ほど委員長からもありましたけれども、各団体からの声も国の方に伝えながら、その制度設計的なものもあわせてやっていかなきゃいけないということでございますが、それらを今後引き続き、それもしかもし早くもやっていかなきゃいけないという感じがしております、スケジュール的に、できるだけそういったものを早くもやっていく、あの手この手で考えながらやっていくということで、今はその程度の感じを持っております。以上でございます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 今までの報道の中で、この委員会での説明と違う部分があったり、あるいは一時金の額についてもいろんな金額の発表、報道があったりしてきてるわけですが、そのたびに私は委員の一人として、こういうふうな中身になって進んでいるのかなというふうに思うわけですが、しかし、委員会で説明を聞いてみますと、随分違う部分が箇所箇所にあるわけですね。

だから、大きな社会問題の水俣病でありますので、報道の皆さんが重大な関心を持つことはそれはもう当然のことですが、そういう報道に対しての、取材に対する姿勢、あるいは執行部の発表というものが、どういうふうなあり方を平生されておるのか、そこのところはどうですか。

○谷崎水俣病保健課長 ここ2～3日の報道でも、非常に各社、記事を出しておりますけれども、これはそれぞれの記者の取材努力という形でなされてはおりますけれども、公式に、先ほど言いましたように、いろんな意味での制度設計について決まっていない状況の中で、そのあたりを、まあ団体の気持ちあたりを酌んで報道されているという状況、小杉委員がお話になりましたように、我々もその新聞報道を見て、ある意味ちょっと緊張しなきゃいけないところもありまして、詳細に我々がつかんでいるものと、それからマスコミ各社の取材努力でそれを得られたものと確かにありますけれども、どこまでが固まっているものであるかということについては、我々もきちっと環境省と連携をとって、その情報も得ながらやっていきたいと。

そういう意味では、本日のこの機会に、情報としては、先ほど言いました制度設計的なものはまだ不確定であるということをお話できたのはよかったかと思っておりますが、今後、新聞報道等も当然先生方は毎日見られ

る状況ではございますけれども、私どもの方からも、情報が入り次第、固まっていったものについては情報をできるだけ的確に先生方の方にお伝えしていきたいと、そういうふうな気持ちでおります。

○小杉直委員 我々が忘れちゃならないのは、報道も我々も、あるいは患者の皆さんも一緒ですばってん、やっぱり世界の公害の原点とか、あるいは大きな環境問題であるというようなことで、重大な社会問題であるわけですね。しかし、一方では、やっぱり個々の関係者の命にかかわる問題、あるいは体にかかわる問題、健康にかかわる問題、人命、人生にかかわる問題ですから、非常にこのことについては微妙な部分、それから、さっき大西委員もおっしゃいましたが、一喜一憂する揺らぐ部分がたくさんあるわけですね。

ですから、報道の自由は自由で、それを制限するというこの考え方は持ちませんけれども、もっとそういう人命にかかわる部分が大きな課題として横たわっているんだということの理解を求めて、できるだけ慎重な、しかも正確な報道をしていただくように、やっぱり委員長からもあるいは執行部からも報道の皆さんにはお願いしていただきたいなど。

ややもすると、正直申し上げまして、取材合戦が先行して、大事な箇所について各社違う報道がなされる、それを執行部に確認すると、そういうふうな取材に応じておりませんし、発表もしておりませんということですから、やっぱり今後重大な局面を迎える中で、繰り返しになりますが、報道の自由を制限する気持ちはございませんけれども、やっぱり社会問題である一方では人命にかかわる大切な中身ですから、慎重かつ人権を尊重するような報道のあり方についてお願いをしていただきたいなというように、委員長と執行部の部長にお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○西岡勝成委員長 まず、部長から。

○村田環境生活部長 この水俣病に関して、つい最近でも、報道では最初に50万円という数字が出て、100万円を軸にという数字が出て、150万円という数字。確かにその際に、これは報道、例えば書きぶり、特に見出しあたりでほとんど確定的な形で書かれたり、読む側の問題としてもそういうふうにしてしまう。例えば、ある場面で、まだ決まっていはいないのですが、こういうことについて、その前段が省略されて、後ろのところがそのまま出てしまうというようなことは、ある意味、今回の場合でもいろいろあっているような感触は持っております。

これは、先ほどの大西委員の御質問にも連動することですが、それが一つの流れの中で、我々当事者としても、先生方にしても、あるいは一番大事に考えていかなければならない患者、被害者の皆さん方にとっても、それがマスコミ媒体を通じる形で、不安なり誤解を生じるといえることが起こらないようなことはもう必要だと思いますし、我々も、そういう意味でマスコミの皆さん方にいろいろ対応させてもらいたいと思いますし、そういう意味では詳しいお話もしたいんですが、あながち文章とか放送の言語になるところは、短縮されて出るパターンが多いものですから、なかなか思いが伝わっていないという立ち感がありますけれども、今のところは小杉委員からお話がありましたような姿勢でもって、今後でもできるだけマスコミの皆さん方への説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員長 私の方からもお答えいたしますけれども、先ほど大西先生、小杉先生が言われますように、非常にデリケートな問題でありますので、マスコミに対して――き

ようマスコミの方はたくさんいらっしやっておりますけれども、我々の口から事前に漏らすようなことは絶対いたしておりませんし、また、私たちの方にも逆に伝わってきていないのが現実であります。

報道の方にはいろいろ――文章をよくよく読みますと、決定されたことじゃないんですけども、見出しがどうしても一時金50万円、100万円というような形で出てくるものだから、内容をよくよく見てみますと決まったことではないんですけども、その辺がデリケートに、今非常に大きな山場を向かえているこの問題についての報道によって、救済を求めておられる方々が一喜一憂されるというのは非常に大きな問題でございますので、その辺はマスコミの皆さん方にもお願いをいたしておきたいと思っております。

○岩中伸司委員 大事な問題のようですが、今までの報道を、確かにいろいろ各紙、ニュアンスの違いはあったのですが、事実と違う報道がなされたというのは、この間水俣病に関して何かありますか。執行部がつかんでる範囲では。記事そのものが、これは違うんだというようなことはあったのですか。

○村田環境生活部長 具体的に申し上げるといろいろ支障もあるかと思いますが、私どもが見て、こんなはずはないがなと思わせる節の記事があったのは確かでございます。

ただ、それは私どもとしても確かめようもありませんし、そういう中では――今のところはもうそういう思いの中で、逆にいろんな場面で、そういうことはありませんということを取り消したりするような動きになるわけですが、逆に、そういう全く根拠がなくて云々ということは今まで感じたことはないです。ただ、これが原因でこの記事になって、これはちょっと過去のことだがなと、ひとつ前の情報だがなというものはございました。

○岩中伸司委員 基本的には、訂正を求めるような記事はなかったという理解をしていますが、私も5～6紙とっているんですが、全然角度が違うんですね。その新聞によって、物の見方、考え方の違いだなというようなことを思うんですね。

ですから、本当はやっぱりそういう——まあ、どの新聞、それぞれ家庭1つぐらいだろうと思うんですが、その記事のやっぱり物の見方というのを読者がきちっとやっていく、そういう訓練もしなきゃいかぬなと思うんですけども、今出されて議論されている内容については、これまで水俣病に関する記事で、私も確かに、一時金が20万円から30万円とか、50万円とかという記事がずっと出てきた、これは議論の経過の中で情報をつかんだ、その情報を記事として出したということだろうと思うんです。最終的な決定とかじゃなくてですね。だから、これはやっぱり今後もあり得るというふうに思うんですね。

ですから、そこら辺は、委員長からの今話があったのも含めてあるかもしれませんが、それぞれの報道の自由というか、いろんな取材の中身、足を運んでそれぞれ1軒ずつ回った話とその責任者の話というのは違うことも往々にしてあるし、どれを記事にするかはその新聞社の問題ですので、その判断は、特に間違いがあるときにはやっぱり訂正を含めて対応しなけりゃいけないけれども、そうじゃない場合は、それがやっぱり飛び回っていくというのは、これは今の現状ではやむを得ないというふうに私は思います。

○小杉直委員 今の岩中先生に反論というわけじゃなかですけれども、私の考え方ですが、テレビ局を含めて各社の報道が違うということはそれなりで、報道の自由の自主性ですから構わないと思いますよ。もう言論の統一とか、そういうことをする時代ではございませ

んから。

ただ、やっぱりあたかももうPTが発表したようなニュアンス、あるいは発表してなくても、そのように内容は決まっているんだというふうなニュアンスの見出し的な金額の出し方とか、そうすると、我々委員であっても、あっ、決まったのかと、こういうふうにやっぱりつい思うぐらいですから、これを一般県民とか、あるいは患者さんを含めて関係者が見た場合に、我々以上にその報道に対する記事の食いつき方というのは、敏感な部分が多いんじゃないだろうかというように思いますので、そういうところを慎重にいろいろ考えてほしいなど。

というのが、ややもすれば、さっき申しましたように、公害の原点だとか、大きな社会問題の水俣病だという観念だけでとらえていくだけじゃなくて、根底にはやっぱり関係者の命とか、健康とか、あるいは人命の根幹にかかわる問題だから、そのこのところの大事な部分を忘れずに、我々はあるいは報道も含めて推進していくことが必要じゃないだろうかということを言いたかったわけでございますので、よろしくをお願いします。

○西岡勝成委員長 新聞を見られるときには、一番最後まできちっと読まれて、どこでぼかしてあるかということも含めて御一読いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

○吉永和世委員 今、全面解決に向けて大変御尽力いただいてまいりましたし、また今後も御尽力いただくわけでありまして、今後県の果たす役割というのが、私は非常に大事であるというふうに思っています。

そういった意味で、今裁判に行っている方々、お一人お一人への理解を求めていくという活動に関しまして、私は、やはり県の果たす役割が大変大きいだろうというふ

うに思っていますし、また、ある意味、原因企業チッソに対しての合意を求めていくという上においても、私は最終最後は県の考え方というのは大きいだろうなというふうに思っていますけれども、そういった意味で今後大変また御尽力いただくわけでありますので、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思っています。

地域は、平成7年で最後だと、もう解決したんだという思いが強うございます。しかし、最高裁判決からまたこういった流れができたわけでありますけれども、ぜひ解決に向けて御尽力をいただきたいというふうに思います。

先ほど、村田部長の答弁を聞いておまして、非常に力強い答弁をいただきましたので、その点はもう理解しておりますけれども、あとは関係各位の方々も一緒に頑張ってくださいようお願いいたします。

また、地元は地元で、できることは一生懸命やっていきたいというふうに思っていますので、どうかまた今後ともいろいろ意見交換もしながらやっていければというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

御要望にかえます。

○西岡勝成委員長 ほかにはございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようであれば、これで質疑を終了いたします。

最後に、私からも、きょうの委員会の御議論をお聞きして整理をしておきたいと思っておりますけれども、第1回のこの委員会であったろうと思いますが、前川副委員長の方から、救済を求めておられる、政治決着を求めておられる団体、また、裁判に行かれている団体の方々、それぞれいらっしゃいますけれども、それを救済するために、全面解決がこの委員会の最終的な目的であるけれども、そこまでいかなくても、それにいくように我々委員会

としては、全面解決により近く努力していくんだという御発言がっております。

裁判というのはだれでも行けるわけでございますので、多くの方々に御理解をいただくように、この委員会といたしましても、今、基本的な救済策が示されておりますけれども、それに基づいて努力を重ねてまいりたいと思いますので、その辺の確認はさせていただきますと思います。

そのほか、何かございませんか。——ありませんでしたら、これで本日の委員会を閉会させていただきます。お疲れでございました。

午前11時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長